登録票（許可証）再交付申請書

登録（許可）番号及び 登録（許可）年 月 日		第　　号　　年　　月　　日
製造所（営業所、店舗、主たる研究所）	所 在 地	
	名　　称	
再交付申請の理由		
備　　考		

上記により、毒物劇物 製造業
輸入業
一般販売業
農業用品目販売業
特定品目販売業
特定毒物研究者 許可証 登録票　の再交付を申請します。

年　　月　　日

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

長 野 県 知 事　　殿

登録票(許可証)再交付申請

事　　項	登録票（許可証）を破り、汚し、又は失ったとき
根拠法令	施行令第36条 施行規則第11条の３
提出部数	毒物劇物営業者、特定毒物研究者 ２部提出（正１部　薬事管理課、副１部　保健所）
添付書類	破り又は汚した登録票　（許可証） 紛失の場合は理由書
手数料	4,100円（長野県収入証紙またはオンライン決済※） （ただし、特定毒物研究者にあっては無料） ※オンライン決済による納入の場合は、以下のQRコードから利用者側URLにアクセスし、ながの電子申請サービスにより「支払の申込み」を行うこと。長野市内、松本市内の毒物劇物販売業は、利用不可。 なお、ながの電子申請サービスの利用にあたっては、利用者登録が必要です。 ①支払の申込みを行うと申込完了通知メールが届く ②申込完了通知メールに記載された整理番号を申請書に記載する ③県が支払申請を受理すると申請者に支払方法の案内メールが届く ④支払方法の案内メールに従い手数料の納入を行う (https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=74465)